

令和7年度「都内におけるパラスポーツ国際大会の開催促進事業」 追加募集の御案内

1 事業概要

都民の身近な場所で観戦機会を提供するとともに、パラスポーツへの興味・関心を維持向上させ、パラスポーツをポピュラーなコンテンツとして定着させることを目的に、パラスポーツの国際大会を支援する事業です。

2 支援対象

以下の全ての要件を満たすパラスポーツの国際大会が対象です。

- (1) 会場が東京都内に所在すること。
- (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会の登録団体（以下「登録団体」という。）が主催又は主管等すること。
- (3) 以下のいずれかを満たすこと。
 - ①参加国数5か国以上（ただし、個人参加種目のない団体競技の大会においては2か国以上）が見込まれること。
 - ②観客数 1,000 人以上が見込まれること。
※「観客数」は大会期間中の通算のべ人数です。
 - ③その他、パラスポーツの振興や共生社会の実現に資するものとして、選定委員会において特に必要と認められること。
- (4) 大会の開催時には、都と連携したパラスポーツの普及啓発に取り組むこと。
（体験会の実施やアスリートとの交流など）
- (5) 令和7年9月19日から令和8年3月31日までに開催されること。

3 支援内容

(1) 経費の支援

ア 支援方法

大会の開催に係る経費の一部を共催分担金により支援します。

イ 上限額

1大会当たり 500 万円を基本額とし、実際に会場に来た観客数に応じて以下の金額を加算します。

- ・ 1,500～2,499 人 100 万円
- ・ 2,500～3,499 人 200 万円

- ・3,500 人以上 300 万円

1 大会当たりの共催分担金の上限額は 800 万円となります。

ただし、大会総経費が 1,600 万円を下回る場合には、大会総経費に 1/2 を乗じた金額が上限額となります。

ウ 支援対象経費

大会の開催に伴い生じる会場関係費（会場借上費、会場設営費及び機材費）、警備・安全対策費（感染症対策費を含む）、競技運営費、広報宣伝費、その他大会開催に必要な経費。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとします。

エ 支援対象外経費

- （i）被支援団体の責により大会が未開催となったことに伴い生じた経費
- （ii）事業目的に照らし、都の事業として支援することが適当でないと認められる経費（例：接待を対象とする経費等）
- （iii）パソコン等の備品購入費等、被支援団体の経常的な使用又は利用に係る経費（大会開催に必要な経費は除く）
- （iv）都が指名停止措置を行っている事業者への支払経費

（2）その他の支援

東京都の広報媒体等を用いた大会の情報発信（大会やボランティア募集の告知等）や、印刷物等への東京都名義の表示等が可能です。（希望する内容によっては所定の手続が必要となります。）

選定された支援大会のうち 1 大会に対し、大会 PR・観客誘致に向けた伴走支援を実施します。

4 申請方法

（1）申請可能な団体

ア 登録団体

イ 登録団体が統括する地方競技団体

ウ 大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された団体等（大会の実行委員会など）

(2) 提出書類

- ア 令和7年度パラスポーツ国際大会開催促進事業 支援申請書（第1号様式）
- イ 事業計画書（第2号様式）
- ウ 事業収支計画書（第3号様式）
- エ 大会開催における支援対象経費の支出計画書（第4号様式）
- オ 団体概要（第5号様式）
- カ 誓約書（第6号様式）
- キ 確約書（第7号様式）
- ク スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に係る＜中央競技団体向け＞セルフチェックリスト又は＜一般スポーツ団体向け＞に係るセルフチェックシート
- ケ 大会開催に関する書類（国際統括競技団体からの公認通知等）
- コ 申請者の定款、規約又はこれらに類するもの
- サ 申請者の組織体制
- シ 申請者の役員名簿
- ス 申請者の直近における財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）
- セ 申請者の印鑑証明（ただし、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。申請者が法人格をもたない場合は「使用印鑑届」（第8号様式）を提出すること。）
- ソ その他、都が必要と認める書類

(3) 提出方法

申請をお考えの団体は、本書末尾の連絡先までご相談いただいた上、メールにより、電子データをご提出ください。（紙媒体でしかない書類は、電子化の上で、添付をお願いします。）

押印を必要とする書類（第1号様式）は、実印（印鑑証明で確認できる印）を押印の上、原本の提出についてもお願いいたします。

また、申請者の印鑑証明についてもメール及び原本の提出をお願いいたします。

御提出の際は、お電話にて御一報ください。

(4) 申請受付期間

令和7年9月4日（木）から令和7年9月18日（木）まで（必着）

5 支援する大会の選定について

(1) 書面審査

申請受付期間終了後、申請団体の適格性や大会の内容について、所定の基準に照らして審査の上、支援大会を選定します。

なお、選定の経緯や内容は非公開とします。お問合せいただいても一切お答えできません。あらかじめご了承ください。

※ 審査に当たっては次の視点も重視されます。

(評価項目の一例)

- ・多くの都民に大会を知ってもらい、来場してもらうための取組（具体的な広報戦略）
- ・都民が参画できる取組（選手との交流機会や競技体験機会の提供、ボランティアの活用）
- ・大会開催を通じたアスリートの競技力向上、都民への競技・パラスポーツの普及に向けた取組（東京 2025 デフリンピックとの連携を含む）
- ・都内区市町村などの地元団体と連携した取組

(参考)

- ・TEAM BEYOND <https://www.para-sports.tokyo/>
- ・東京ゆかりパラアスリート <https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/athlete/>
- ・TOKYO 障スポ&サポート <https://www.tokyo-ss.net/>

(2) 書類の追加提出

書面審査に当たり、書類の追加提出や事業内容の説明をお願いする場合があります。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年10月下旬を目途に申請のあった全ての団体に対し書面で通知します。支援する大会に選定された場合は、協定の締結手続等について別途ご案内いたします。

(4) 支援大会の公表

選定された支援大会については、原則として、公表させていただく予定です。あら

かじめご了承ください。

6 その他

- (1) 申請された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及びその関係法令を遵守します。
- (2) 申請内容について、審査に先立ち東京都職員より電話、訪問等で確認する場合があります。
- (3) 支援大会の要件を満たす場合でも、選定委員会での審査の結果、不採択又は申請額から減額した決定となる場合があります。（申請をした全ての事業が採択されるとは限りません。）

7 連絡先（申請書類提出及び問い合わせ）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 スポーツ推進本部 スポーツ総合推進部 パラスポーツ課 大会・観戦推進担当

電 話：03-5000-7250

メール：S1180719@section.metro.tokyo.jp